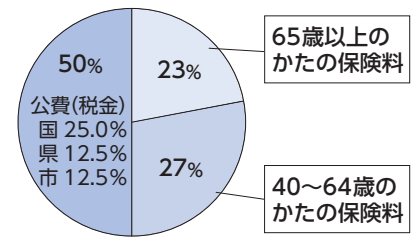


みんなでささえる 介護保険

～皆さんの保険料は貴重な財源です～

介護保険の財源の内訳



介護保険制度とは

住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、高齢者の介護を社会全体で支えていこうというしくみで、運営主体（保険者）は白岡市です。

65歳以上のかたの令和4年度介護保険料のお知らせ

4月1日現在の世帯の市民税課税状況や本人の所得などに応じて決定し、7月中旬に納付通知書などでお知らせします。

65歳以上のかた（第1号被保険者）の介護保険料

所得段階	市民税課税状況	対象者（前年の所得状況等）	保険料調整率	保険料（年額）
第1段階	世帯非課税	●生活保護受給者 ●合計所得金額*1と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.30	17,700円
第2段階	本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.45	26,500円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.70	41,300円
第4段階		世帯課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90
第5段階	本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	基準額*2	59,000円
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	70,800円
第7段階		合計所得金額が120万円以上165万円未満	1.35	79,600円
第8段階		合計所得金額が165万円以上210万円未満	1.40	82,600円
第9段階		合計所得金額が210万円以上265万円未満	1.60	94,400円
第10段階		合計所得金額が265万円以上320万円未満	1.65	97,300円
第11段階		合計所得金額が320万円以上360万円未満	1.75	103,200円
第12段階		合計所得金額が360万円以上400万円未満	1.80	106,200円
第13段階		合計所得金額が400万円以上450万円未満	1.85	109,100円
第14段階		合計所得金額が450万円以上500万円未満	1.90	112,100円
第15段階		合計所得金額が500万円以上550万円未満	1.95	115,000円
第16段階		合計所得金額が550万円以上600万円未満	2.05	120,900円
第17段階		合計所得金額が600万円以上	2.15	126,800円

*1 合計所得金額 収入額から必要経費相当額を控除した額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の額です。第1～5段階は「公的年金などに係る雑所得」を控除し、合計所得額に給与所得が含まれる場合、給与所得から10万円を控除した額を用います。第6段階以上で合計所得額に給与所得または公的年金などに係る雑所得が含まれる場合は、給与所得及び公的年金などに係る雑所得の合計額から10万円を控除した額を用います。土地売却などに係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用います。

*2 基準額 月額基準額 4,918円×12か月（100円未満切り捨て）
介護サービスに必要な費用から算出した、65歳以上のかた一人あたりの平均的な負担額です。

介護保険料の納め方

	対象者	納め方	納期
特別徴収	●老齢基礎年金などで、受給額が年額18万円以上のかた	年金から天引き	年金の支払い日
普通徴収	●老齢基礎年金などで、受給額が年額18万円未満のかた（未受給のかたも含む） ●年度途中で年金受給者になったかた ●年度途中で65歳になったかた ●年度途中で他市区町村から転入したかた	納付書による納付 または口座振替	7月から翌年2月の月末（年8回） ※12月のみ25日 ※納期限が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日

※年金天引きの保険料は年6回（偶数月）の支払いとなりますが、そのうちの4月と6月分は前年度2月分の保険料額で算定しています。

普通徴収は、口座振替をおすすめします

申込方法 次の取扱金融機関窓口または市役所でお申し込みください。

取扱金融機関 埼玉りそな銀行、南彩農業協同組合、埼玉縣信用金庫、足利銀行、三井住友銀行、武蔵野銀行、三菱UFJ銀行、中央労働金庫、りそな銀行、ゆうちょ銀行の各本・支店

持ち物 白岡市口座振替依頼書兼廃止届出書（自動払込利用申込書）、介護保険料納付通知書、通帳、印鑑（認印及び通帳届出印）、窓口に行かれるかたの身分証明書

新型コロナウイルス感染症の影響による減免について

7月中旬に送付する納付通知書をご確認ください。

介護保険料を滞納すると

- 1年以上滞納した場合
介護サービス費用は全額自己負担となり、申請により保険給付分が払い戻されます。
- 1年6か月以上滞納した場合
介護サービス費用は全額自己負担となり、保険給付費の一部または全部が一時的に差し止められます。
さらに滞納が続くと、差し止められた保険給付費から滞納分の保険料が差し引かれます。
- 2年以上滞納した場合
2年以上滞納した分の保険料は、遡って納められなくなり、滞納期間に応じてサービス費用の自己負担が引き上げられます。
また、一定の負担額を超えた場合の払い戻し（高額介護サービス費の支給）が受けられなくなります。

納期限内の納付をお願いします

問合せ 高齢介護課介護保険管理担当 ☎0480(92)1111 内線 176・177・179